

十和田市特別職報酬等審議会委員募集要項

1 趣旨

この要項は、十和田市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員を公募するにあたり、募集や選考の方法など必要な事項について定める。

2 委員の役割

- （１）議員報酬及び市長、副市長、教育長の給料の額を審議する。
- （２）委員の任期は、委嘱の日から審議終了までとする。（令和７年１１月から１月下旬までを予定）
- （３）平日の日中に開催予定の審議会（３回程度）に出席する。

3 募集

- （１）募集告知は、「広報とわだ（11/1号）」及び市ホームページ等へ掲載する。
- （２）募集期間は、令和７年１１月１日（土）から１１月１４日（金）までとする。
- （３）募集する人数は、女性２名とする。（市男女共同参画社会推進計画に基づき、女性の視点をより反映させるため、女性委員の登用率向上を目指しており、委員１０人の性別比率を考慮し女性委員を募集する。）

4 報酬等

「十和田市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例」の規定に基づき、審議会１回の出席につき、報酬日額６,０００円（所得税控除前）及び距離に応じて交通費相当額を支給する。

5 応募資格と方法等

- （１）応募資格は、令和７年１０月１日現在で１８歳以上の市内に在住する者（委嘱期間中に市外へ転出する予定がない者）とする。
- （２）応募しようとする者は、「応募の動機」についての作文（４００字以内）を提出するものとする。
- （３）作文は、応募者本人の作成によるもので、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号を明記するものとする。

6 選考方法等

作文の内容について評価するとともに、委員構成も考慮のうえ、選任する。

7 発表

選考結果については、応募者全員に書面で通知する。